

# 敦賀国際ゴルフ倶楽部

## 乗用カート利用約款

### 第1条（本約款の目的）

この約款は、当ゴルフ場の乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、もって、施設利用者および施設就業者等の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

### 第2条（本基準の遵守）

カートの運転者（以下「運転者」と称します）および当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カートの利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。

### 第3条（運転等の制限）

- カートは、ゴルフ場施設外で、利用運行することはできません。
- カートは、カート利用の申込手続きを経た運転者以外の方が運転あるいは操作することができません。

### 第4条（運転者の資格）

- 運転者は運転免許を有する方に限ります。
- 次の事由ある方は、運転者となることができません。
  - 運転免許に条件が付かれている場合に、当該条件を満たしていない方。
  - 酩酊、その他の事由により、正常な運転が困難な方。
  - 免許停止、紛失等により前項の運転免許にかかる運転資格を所持していない方。

### 第5条（利用の申込）

- 当ゴルフ場のカートの利用を希望する方は、予め運転者を定め、当該運転者が所定のカート利用申込書を所定窓口に提出することによって、カート利用の申込をしてください。
- 利用者が複数の運転者を定めた場合には、当該運転者は必ず運転責任者（以下「リーダー」と称します）指名のうえ、その全員によりカート利用の申込をしてください。
- カート利用者は、所定の申込書用紙に所定事項を記入のうえ、運転者が署名（自署）し、申込してください。
- カート利用の申込手続きは、カート利用申込書が当ゴルフ場により受理されることによって、その効力を生じます。
- カート利用の申込手続きは、この約款に特別の定めがある場合を除き、当該申込にかかる施設利用日にかぎって、その効力を保持します。

### 第6条（運行責任者）

- 運転者が複数の場合における運転担当および運転の交替に関する事項は、リーダーの責任においてこれを行ってください。
- カートの移動または停止、同乗者の乗降、その他のカート運行に関する事項は、係員が特に指示した事項を除き、運転者および運転担当者の責任において、これを行ってください。

### 第7条（係員及び運行責任者の指示）

- 利用者はカート運行に関し、係員が指示した事項に関しては当該係員に従ってください。
- 利用者はカート運行に関し、運行責任者（リーダーまたは運転者）の権限に属する事項に関しては、当該運行責任者の指示に従ってください。

### 第8条（安全運転義務）

運転者はカート運行に際して、当該カートを実際に操作して周囲の状況に応じ、人身に対する危害あるいは施設に対する損傷を及ぼさない速度と方法により、当該カートを運転してください。

### 第9条（走行場所）

- カートはやむを得ない事情がある場合の他は、所定のカート用通路以外の場所で走行させないでください。
- カートはやむを得ない事情により、所定のカート用通路以外の場所で走行させる場合には、他の利用者をカートに同乗させず、運転者1人で走行させてください。

### 第10条（運転中の注意）

- 運転者は、カートの運転に際して次の事項を遵守してください。
  - 走行開始の際の注意事項
    - カートの選定および運転の開始は、必ず係員の指示に従って行ってください。
    - 運転の開始に際しては、他の利用者の乗車に先立って、必ずブレーキ、その他の装置が正常に動作することを確認してください。
    - 発進は、必ず他の利用者が着座したことを確認したうえで行ってください。
  - 走行の際の注意事項
    - カート用通路の走行に関し、走行方法等（走行方法、走行速度、一旦停止等）の表示があるときは、これに従って運転してください。
    - 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め、減速のうえ低速で走行し、かつ必要に応じて他の利用者に声を掛けるなどして注意を促してください。
  - 停車等の際の注意事項
    - カートは斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所には、停車又は駐車させないでください。
    - カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認のうえ、駐車装置（パーキング、ブレーキ）を確実にかけてください。
    - カートの利用を終了する場合には、必ず、所定の保管場所にカートに戻し、カートを離れる場合の操作をし、かつ電源・エンジンを切ってください。
- 運転者は、カートの運転に関して前項に定める他、カート用通路を道路とみなし道路交通法に定める運転方法および通行方法に準拠して、これを行ってください。

### 第11条（同乗者の注意事項）

運転者以外の利用者は、カートの利用に際し次の事項を遵守してください。

- カートの走行用装置（電源、エンジン、駆動、ハンドル、停止、駐車装置等）には手を触れないでください。
- カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴まってください。
- カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
- カートへの乗車はカートの定員を守ってください。

### 第12条（利用の中止等）

- 利用者に、次の事由がある場合には、事情に伴い、当該利用者につき運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止して頂くことがあります。
  - 運転者に運転者の資格がないことが判明した時。
  - 利用者に本約款あるいは会則その他、当ゴルフ場が定める規定に反する行為があったとき。
- 前項の事由にかかるカートの他の利用者についても、事情に伴い、前項の禁止ないしは中止措置をとらせて頂くことがあります。

### 第13条（事故の場合の責任等）

- 運転者は、カートの運行に関し、故意または過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の敷地内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を生じた場合には、当ゴルフ場を含む被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 運転者以外の利用者は、故意または過失によりカート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の態様に応じ運転者と連帯して、あるいは単独にて、当ゴルフ場を含む被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 運転者以外の利用者がカート事故の被害者となった場合において、当該利用者がこの約款に反する行為があった場合には、事情に従い、その損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により、免責されることがあります。